

令和5年度HACCP講習会について

令和5年6月
県食品生活衛生課

1 概要

推進プランの数値目標である「講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合」を増加させるため、県内のHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する事業者を対象としたHACCP講習会を実施している。

HACCPに沿った衛生管理は、令和3年6月1日から原則すべての食品等事業者に義務付けられたが、現状、HACCPに基づく衛生管理を実施する大規模事業者においては導入が進む一方で、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する中小規模事業者では、事業者によって導入レベルに差があるため、HACCP講習会を開催することにより、HACCPの定着を図ることを目的としている。

2 対象者及び講習内容等

(1) 基礎講習（初心者向け）

ア 対象者

広島県内に事業所を有し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う事業者のうち、次の営業内容を行う者（一般食堂・レストラン等を営業する事業者、弁当・おかず等を製造する事業者、そうざいを製造する事業者、漬物を製造する事業者）

イ 講習内容

- ・HACCP 概要
- ・重要管理点とは
- ・一般衛生管理について
- ・衛生管理計画の作成（ワーク形式）

ウ 講師

県保健所職員又はサラヤ(株)講師

(2) 実践講習（HACCP 導入済みの事業者向け）

ア 対象者

広島県内に事業所を有し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を導入済みの事業者（業種問わず）

イ 講習内容

- ・HACCP 概要（復習）
- ・重要管理点、一般衛生管理について（復習）
- ・HACCP に沿った衛生管理を効果的に行うには（取組事例の紹介等）

ウ 講師

食品生活衛生課又は（一財）環境保健協会講師

(3) 基礎講習（動画配信）

ア 対象者

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う食品等事業者の営業者、衛生管理に関わる責任者

イ 講習内容

HACCP概要、重要管理点とは、一般衛生管理について

ウ 講師

サラヤ(株)講師

3 実施期間等

令和5年8月～令和6年3月（全12回）（別紙資料）

4 今後の方針

対象者及び講習内容については、今年度のアンケート結果等を参考に次年度以降の見直しを検討する。

令和5年度

小規模事業者向け

HACCP講習会

受講料
無料

令和3年6月から原則すべての食品関係事業者は、HACCPに沿った衛生管理を行うこととなりました。中小規模事業者が実施するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を基礎から一緒に学びましょう。

基礎講習 【講習内容】

初心者またはこれから事業を始める予定の方はこちら

1 HACCPの基礎知識

HACCP制度化、重要管理点、一般衛生管理等、HACCPに関する基礎知識を学びます。

2 衛生管理計画の作成

手引書を活用して、お店の衛生管理計画を実際に作成します。

【対象】

次の営業内容のうち、広島県内に事業所があり、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う、またはこれから事業を始める予定の事業者

- ・一般食堂、レストラン等、店内で食事を提供する営業
- ・弁当、おかず等を製造する営業
- ・そうざいを製造する営業
- ・漬物を製造する営業

※営業内容別に開催しますので、裏面の講習会開催日程をご確認の上、お申込みください。

（注意）

HACCPに基づく衛生管理を行う事業者の方は対象外です。

実践講習

【講習内容】

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を効果的に行うには

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を効果的に行うための運用方法や実際の取組事例等の紹介などを予定しています。

【対象】

広島県内に事業所があり、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う事業者（業種は問いません）

（注意）

すでにHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施している事業者の方を対象とした内容です。初心者の方やHACCPに基づく衛生管理を行う事業者の方は対象外です。

HACCPを始めてみたけど少し不安という方はこちら

動画講習

8月3日配信開始

【講習内容】 HACCPの基礎知識

①HACCPの概要

②重要管理点とは

③一般衛生管理



申込方法

開催日の1週間前までに、受講申込用紙を郵送、FAX、またはメールで各講習会の申込先へお送りください。

○郵送の場合

希望の日程の申込先に郵送でお送りください。

○FAXの場合

希望の日程の申込先にFAXでお送りください。

○メールの場合

希望の日程の申込先にメールでお送りください。

なお、件名に【令和5年度HACCP講習会受講申込】と入力してください。

※受講申込用紙は各講習会の申込先に直接お送りください。

※申し込みは先着順とし、定員に達した場合は受付を終了します。

開催日程・開催場所・定員は

裏面（講習会開催日程）をご確認ください。

※気象警報発令時など対面での講習会が困難な場合は、オンライン講習（Zoom）に変更となる可能性がありますのでご了承ください。

問合せ先

広島県健康福祉局食品生活衛生課
〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話：082-513-3106

FAX：082-227-1057

メール：fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp

講習会開催日程

受講申込書に必要事項を記入の上、申込方法に従って申し込みを行ってください。

※広島県内に事業所があれば、どの講習会も受講可能です。

基礎講習（初心者またはこれから事業を始める予定の方はこちら）

No	対象	開催日時	開催場所	定員	申込先
1	弁当、おかず等	R5.8.3(木) 14:00～15:30	江田島市能美市民センター 江田島市能美町中町 4859番地9	30名	西部保健所呉支所 衛生環境課 住所:〒737-0811 呉市西中央1-3-25 Tel:0823-22-5400(代表) FAX:0823-25-9511 メール: ffwkeisei@pref.hiroshima.lg.jp
2	一般飲食店	R5.9.5(火) 14:00～15:30	広島県東広島庁舎 会議棟会議室 東広島市西条昭和町13-10	30名	西部東保健所 生活衛生課 住所:〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 Tel:082-422-6911(代表) FAX:082-422-9353 メール: ffweseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
3	一般飲食店	R5.9.12(火) 13:30～15:30	i-coreFUCHU 多目的室 府中市府川町186-1 府中天満屋2階	24名	東部保健所福山支所 衛生環境課 住所:〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 Tel:084-921-1311(代表) FAX:084-921-9852 メール: ffeisei@pref.hiroshima.lg.jp
4	そうざい製造業	R5.9.20(水) 14:30～16:30	広島県三次庁舎第3庁舎 601会議室 三次市十日市東4-6-1	20名	北部保健所 生活衛生課 住所:〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 Tel:0824-63-5181(代表) FAX:0824-63-5187 メール: ffnseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
5	弁当、おかず等	R5.10.11(水) 14:00～15:30	すこやかセンター2階 地域ケア研修室 福山市三吉町南2丁目11-22	40名	福山市保健所 生活衛生課 住所:〒720-0032 福山市三吉町南二丁目11-22 Tel:084-928-1165 Fax:084-928-1143 メール: seikatsu-eisei@city.fukuyama.hiroshima.jp
6	一般飲食店	R5.10.18(水) 13:30～15:00	北広島町まちづくりセンター 第2研修室 山県郡北広島町有田1234	40名	西部保健所広島支所 衛生環境課 住所:〒730-0011 広島市中区基町10-52 Tel:082-228-2111(代表) FAX:082-222-5802 メール: ffwheisei@pref.hiroshima.lg.jp
7	一般飲食店	R5.11.14(火) 14:00～15:30	広島市保健所 3階大会議室 広島市中区富士見町11-27	30名	広島市保健所 食品保健課 住所:広島市中区富士見町11-27 Tel:082-241-7434 FAX:082-241-2567 メール: shokuhin@city.hiroshima.lg.jp
8	漬物製造業	R5.11.16(木) 14:00～15:30	広島県尾道庁舎5階 大会議室 尾道市古浜町26-12	30名	東部保健所 生活衛生課 住所:〒722-0002 尾道市古浜町26-12 Tel:0848-25-2011(代表) FAX:0848-25-2464 メール: ffeiseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
9	弁当、おかず等	R5.12.12(火) 14:00～15:30	IHIアリーナ呉(呉市体育館) 2F大会議室 呉市中央4丁目1-1	50名	呉市保健所 生活衛生課 住所:〒737-0041 呉市和庄1丁目2-13 すこやかセンターくれ内 Tel:0823-25-3536(食品衛生グループ) Fax:0823-24-6826 メール: seisei@city.kure.lg.jp
10	一般飲食店	R6.1.22(月) 14:30～16:00	広島県西部保健所 第2庁舎3階301会議室 廿日市市桜尾2丁目2-68	30名	西部保健所 生活衛生課 住所:〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68 Tel:0829-32-1181(代表) FAX:0829-32-5034 メール: ffwseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
11	一般飲食店	R6.2.8(木) 14:00～15:30	広島市保健所 3階大会議室 広島市中区富士見町11-27	30名	広島市保健所 食品保健課 住所:広島市中区富士見町11-27 Tel:082-241-7434 FAX:082-241-2567 メール: shokuhin@city.hiroshima.lg.jp

実践講習(HACCPを始めてみたけど、少し不安という方はこちら)

No	開催日時	開催場所	定員	申込先
1	未定(2月頃) (基礎講習修了後)	県庁内会議室 広島市中区基町10-52	30名	広島県健康福祉局食品生活衛生課 住所:〒730-8511 広島市中区基町10-52 Tel: 082-513-3106 FAX: 082-227-1057 メール: fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp

(注) ・受付は開始時間の30分前より行います。

・会場には受講者用の駐車場の用意がありませんので、公共交通機関を御利用ください。

動画講習(基礎講習の開催日時に御都合が合わない方、もう一度受講したい方はこちら)

広島県のホームページにあるリンク先から視聴してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/hacpeiseikanrikoshukai05.html>



広島県 令和5年度HACCP講習会

検索